

資 料

1	富山市障害者自立支援協議会（全体会）でのご意見	・・・	1
2	障害児福祉計画策定懇話会でのご意見	・・・	5
3	パブリックコメントでのご意見	・・・	6
4	障害者の雇用状況	・・・	7
5	平成30年度障害者総合支援法改正における主な内容	・・・	8

1 富山市障害者自立支援協議会（全体会）でのご意見

(1) 第5期富山市障害福祉計画について

項目	質問	回答	関連頁
2 在宅サービスの充実 ・短期入所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所の絶対量が不足しているのではないか。 ・在宅生活を支援するには、家族のレスパイトとして、短期入所の整備が大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所については不足しており、在宅生活を支えていくためには重要であることから、少しでも増やしたいと考えている。計画の中で、不足している障害福祉サービス施設について、国の補助金を活用し整備することを盛り込んでいる。どのように確保していくかについては、今後の課題である。 	<p>P38</p> <p>P13</p> <p>P35</p> <p>P53</p>
・療養介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護の見込み数が少ないのではないかと。現状と平成30年度に新しくできる事業所の定員について聞かせていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の療養介護事業所は、2事業所、28年度の利用者は83人である。 ・平成30年度にできる事業所の定員については、平成30年度は18人、平成31年度は24人、平成32年度は29人、平成33年度で30人と、段階的に増やしていくとお聞きしている。本計画では、新しくできる事業所の定員の1/3を富山市分として見込んだ。 	<p>P53</p> <p>P34</p>
3 就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率について、現状では達成しているのか、また、来年、法定雇用率が改定されるが、そのことと本計画との関係について聞かせていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率については、概ね達成していると思われるが、最新のデータが手元にないため、次回の協議会時にお伝えする。 ・障害者全体の雇用については、第3次富山市障害者計画の中に位置づいており、本計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施計画ということから、福祉的就労（就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援の利用者）の方の、一般就労を促進することとしている。 	<p>P22～23</p> <p>P28～29</p> <p>P37～38</p> <p>P49～52</p>

項目	質問	回答	関連頁
5 地域生活拠点等の整備	地域生活拠点については、どこから進めるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活拠点機能の整備については、多機能拠点整備型、面的整備型のどちらのタイプで整備するかを含め、今後、自立支援協議会等で意見を聞きながら整備していく。 ・24時間の相談支援体制を将来にわたって持続可能なものとして実施していくには、財源等の課題がある。 ・地域生活拠点については、地域共生社会の関係事業を含め、昨年5月に立ち上げた、部局横断型のプロジェクトチームで検討し、その後、自立支援協議会で相談させていただく。 	<p><u>P21</u> P6 P27 P40</p>
7 地域共生社会の推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「わがごと・まるごと」地域で支援と言われているが、地域の中の誰が中心になって進めていくのか課題である。 ・民生委員としては、メンタルヘルスサポーターや町内会等の地域の各団体と助け合える部分を見つけて協力していくよう考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者については、32か所の地域包括支援センターが、老人クラブ、民生委員、社会福祉協議会、自治振興会等の地域の関係団体と密着して高齢者を支えるしくみが定着してきている。 ・障害者については、委託相談支援事業所を整備しており、これまでは、障害者のサービスの計画を立てること等が大きな役割であった。これからは、障害者を地域で支える役割を担っていくようなしくみに変えていけるように考えている。 ・地域に一番近い行政の機関として、地区センターや保健福祉センターがある。地域の行政機関が様々な課題を1か所にまとめ、地域の方と一緒に検討していくしくみを、地域を選定し、モデル的に実施することを考えている。 ・誰が地域の中で中心になって進めていくかについては、実際は、自治振興会や社会福祉協議会、民生委員など地域によってそれぞれである。地域特性を考慮し、地域の中の縦割りの部分を横につなげ、動きやすいしくみを考えていく。 	<p><u>P21</u> <u>P23～24</u> P6～7 P39 P41～42</p>

(2) 第1期富山市障害児福祉計画について

項目	質問	回答	関連 ページ
<p>1 相談体制の整備</p> <p>・障害の早期発見・早期サポート</p>	<p>・障害となる前の予防的な段階の支援について、母子保健分野の方も学ぶことが必要ではないか。</p> <p>・障害児の支援については、親の障害受容の支援と、子どもの障害の早期発見、早期療育への支援が大切である。</p>	<p>・母子保健との連携については、本計画の中でも、P68の妊娠期からの相談支援を位置づけており、P73のイメージ図に示したとおり、切れ目なく支援を行っていきたいと考えている。</p>	<p><u>P68</u> P7 P19 P72～73</p>
<p>2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</p> <p>・重症心身障害児に対する支援</p>	<p>・障害福祉サービス事業者として、サービスを利用する重症心身障害児の送迎が大変になってきており、送迎に対する支援と送迎用の特殊車両購入の支援について、計画に入れて欲しい。</p>	<p>・障害児も含めて移動支援については、「障害者の移動に関する検討会」を実施し、障害者が移動でどんなことに困難があるのか移動の課題や解決方法、地域で支えるしくみづくり、今後のあり方等について、検討することを計画に盛り込んでいる。</p>	<p><u>P35</u> P61 P70</p>
<p>・医療的ケア児に対する支援</p>	<p>・特別支援学校が医療的ケア児を受け入れる場合、看護師を配置しているが、全ての医療的ケア児が特別支援学校に入るわけではない。本計画では、保育所や障害児通所支援事業所等の職員をサポートする看護師を派遣する計画となっているが、一般の小・中学校にも拡大する必要があるのではないか。</p>	<p>・そのように対応していきたい。</p>	<p><u>P70～71</u> P6～7 P13</p>

2 障害児福祉計画策定懇話会でのご意見

項目	意見	関連 ページ
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期からの本人、保護者への相談支援体制を充実させることが必要である。 ・ 家族支援や学校・福祉・医療との連携が形としてある必要がある。 ・ 合併障害の未就学児の親が悩みを相談できるよう、相談支援体制の充実を望む。 ・ 親も高齢化することから、家族支援を含めた相談支援体制が必要。 ・ 親への情報提供を充実させていく必要がある。 ・ 障害児の相談支援事業所が少ないのが課題である。 	P68～69
医療的ケア児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービスが少ない。また、休日利用ができる事業所があれば良い。 ・ 医療的ケア児が保育所に入所できず、親が弱っているケースもある。 	P70～71
強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害を有する障害児について、思春期を迎えると体格が良くなり、母親一人が家で見ることが難しくなる。そのためにも、強度行動障害児の居場所づくりや移動の支援について、今後検討が必要。 ・ 強度行動障害を有する障害児について、在宅で対応できず入所となるケースもあることから、今後どのようにケアするのか課題である。 	P71
障害児通所支援等の地域支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週末や祝日に利用できる放課後等デイサービスが少ない。 ・ 多動児が利用できる短期入所が増えることを望む。 	P71
切れ目のない一貫した支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校と就学前の恵光学園との関係について、連携が上手く取れている。 ・ 特別支援学校と教育委員会との横の連携についても良くなっている。 ・ 行政との情報連携体制について、更なる充実を望む。 	P72
移動支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援の事業者が少ないことから、今後増えて行くことを望む。 	P35、P61
地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉教育の推進のためにも、特別支援学校に通っている子どもと地域の子どもたちとの交流する場が増えると良い。 	P23～P24

3 パブリックコメントでのご意見

	意見	市の考え方
1	33 頁の「施策 1(3) 情報提供の充実①意思疎通支援事業」の記載について、代筆、代読は視覚障害者にとっては大変重要であることから、「研究」からすすんで「検討」としてはどうか。	代筆・代読は視覚障害者の皆様にとって大変重要であることから、33 頁の「施策 1(3) 情報提供の充実①意思疎通支援事業」の内容を「また、視覚に障害のある人への代筆代読サービスなど、障害のある人の情報アクセシビリティについて、調査・ <u>検討</u> に努めます。」として、意思疎通支援を推進してまいります。
2	最近学校での教育にデジタル教科書の無償提供が行われるようになってきており、デジタルビジョンケアのような支援を推進すべきと考えるがどうか。	市教育委員会では、デジタル教科書ソフトを購入し、学校の授業に活用しております。 本計画においては、まず、33 頁の「施策 1(3) 情報提供の充実」に位置づけている、意思疎通支援事業、障害特性に応じた情報提供の推進、聞こえのサポート等事業を着実に実施していくことが重要であると考えており、デジタルビジョンケアの支援の推進につきましては、今後の検討課題としてまいります。
3	36 頁の「施策 2(5) 二次障害・障害の重度化予防」の記載について、生活の不便さの軽減を図るだけでなく、こころのケアなども入れるべきと考えるがどうか。	高齢者に限らず、二次障害・障害の重度化予防は大変重要であり、こころのケアを含めた予防を行っていくものであり、19 頁の「重点施策の 1 相談支援体制の充実」及び 32 頁の「施策 1(1) 総合的な相談体制の充実」においてもこころのケアを含めた相談支援体制の充実を図ることとしております。
4	障害者差別解消法が施行され、その中においても盲導犬同伴での入場・入店を拒否することは不当な差別にあたるとしています。「盲導犬と一緒に行動する 1 人の市民を拒否しない社会」へむけ、盲導犬等の身体障害者補助犬について広く周知を図っていただきたい。特に飲食店等に周知を図っていただきたい。	障害者差別解消法では、障害を理由とする「不当な差別的な取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を定めております。 本計画におきましても、33 頁の「施策 1(2) 権利擁護の推進①差別の解消」の内容を「障害のある人が差別を受けることなく、誰もが安心して地域で暮らしていくための環境づくりを推進し、 <u>市民、事業者等地域社会全体</u> への障害に対する関心を高め、理解を深めるため、障害福祉に関する啓発冊子の配布や広報掲載の実施等、障害への理解を深めるための情報提供の充実に取り組みます」として、障害者差別の解消を確実に推進してまいります。

4 障害者の雇用状況

(1) 民間企業の障害者の雇用状況について（平成 26～29 年、各年 6 月 1 日現在）

年度	企業数	算定基礎労働者数	障害者数	実雇用率	達成企業割合
平成 26 年	433 社	81,515.5 人	1,429.0 人	1.75%	51.3%
平成 27 年	439 社	83,526.0 人	1,493.0 人	1.79%	50.1%
平成 28 年	447 社	86,080.5 人	1,563.0 人	1.82%	50.8%
平成 29 年	454 社	88,305.0 人	1,614.5 人	1.83%	51.5%

(2) 企業規模別の障害者の雇用状況について（平成 29 年 6 月 1 日現在）

規模	実雇用率	達成企業割合
50～55 人	0.90%	26.1%
56～99 人	1.78%	53.1%
100～299 人	1.77%	56.9%
300～499 人	1.82%	39.3%
500～999 人	1.75%	40.9%
1,000 人以上	2.06%	37.5%

(3) 公的機関における障害者の雇用状況について（平成 29 年 6 月 1 日現在）

機関名	実雇用率
県機関・市町村機関合計	2.32%
県教育委員会	2.22%

(参考) 法定雇用率について

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	(従業員 50 人以上) 2.0%	(従業員 45.5 人以上) 2.2%
国・地方公共団体・特殊法人等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

5 平成30年度障害者総合支援法改正における主な内容

- ・「自立生活援助」について
- ・「就労定着支援」について
- ・「居宅訪問型児童発達支援」について
- ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用について
- ・重度訪問介護の訪問先の拡大について
- ・共生型サービスの基準・報酬の設定について

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

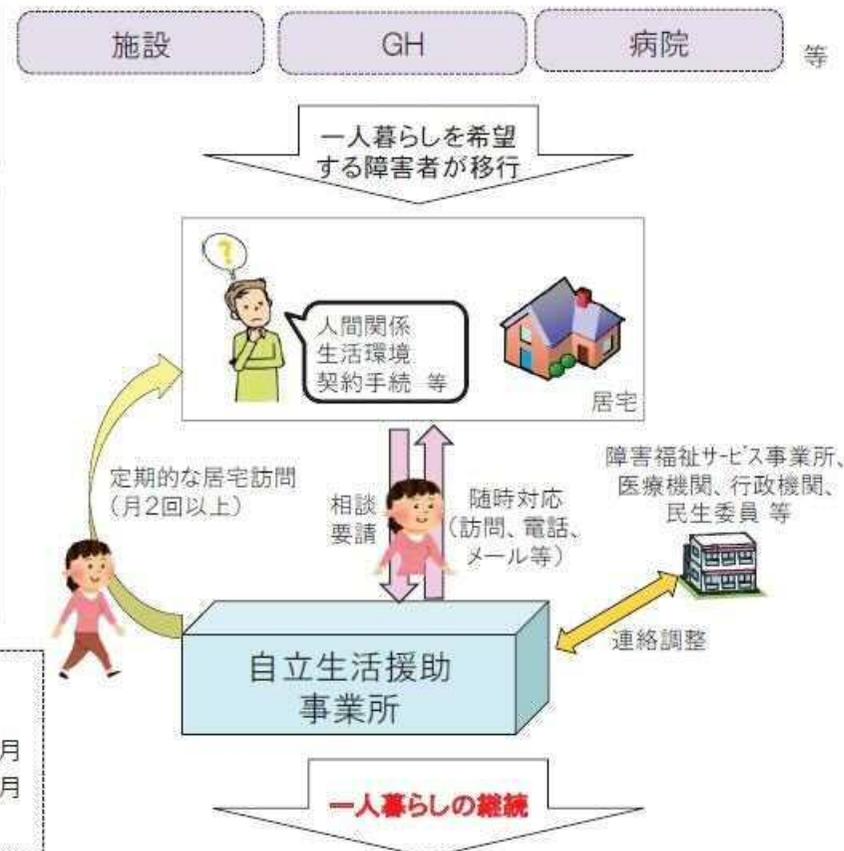
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



自立生活援助サービスの詳細

基本的な考え方	・定期的な居宅訪問等により、利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するもの。
対象者	①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 ③障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
職員配置	地域生活支援員、サービス管理責任者を配置する
報酬体系	・基本報酬は月額とする ※月2回以上の居宅訪問が必要 ・特に支援が必要となる場合(支援開始月、外出先での支援)等については、実績や体制に応じて加算を算定

「就労定着支援」の報酬の設定

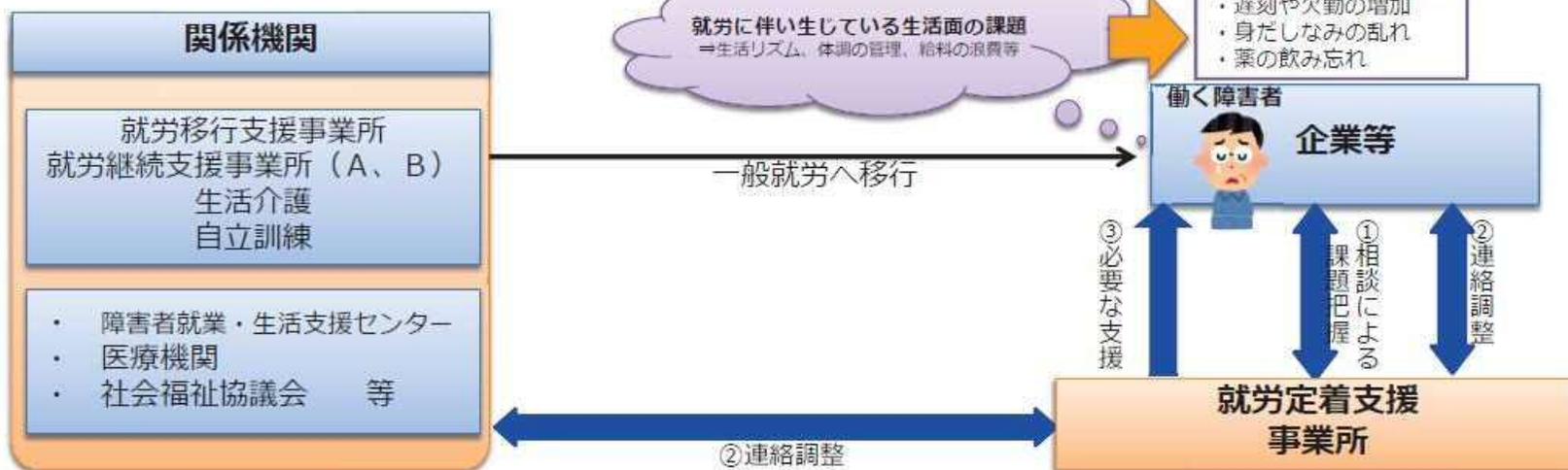
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

就労定着支援サービスの詳細

基本的な考え方	・利用者との対面による相談等や、雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するもの。
対象者	・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者
職員配置	就労定着支援員、サービス管理責任者を配置する
報酬体系	・基本報酬は月額とする ※月1回以上の利用者との対面による支援が必要 ※それに加え、月1回以上は企業訪問を行うよう努める ・就労定着率に応じて基本報酬を算定する ・利用期間終了後の就労定着実績や体制に応じて加算を算定

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

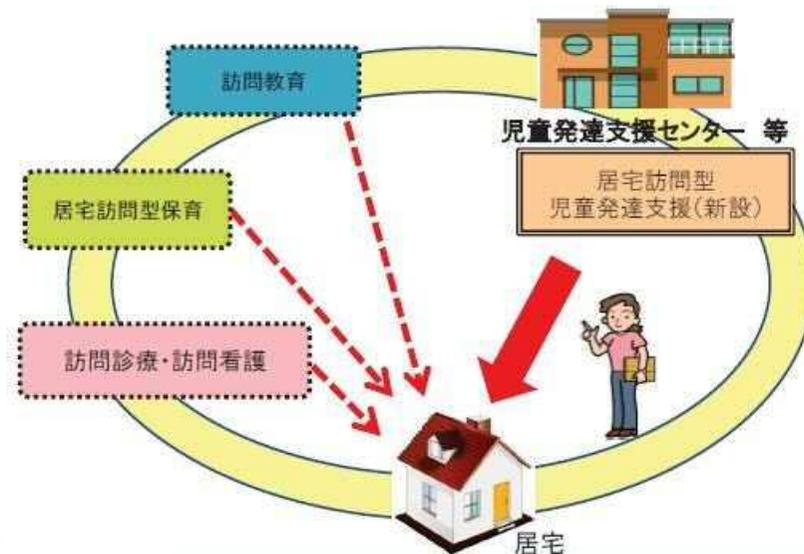
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

居宅訪問型児童発達支援サービスの詳細

基本的な考え方	・外出することが著しく困難な障害児に対し、訪問先において発達支援を提供するもの。
対象者	・重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や、感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合等、障害児本人の状態を理由として外出することができない場合を対象とする。
職員配置	訪問支援員、児童発達支援管理責任者を配置する
報酬体系	・1回あたりの支援に係る費用を報酬上算定する ・特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて加算を算定 ・通所施設(児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等)への移行に向けた相談援助や連絡調整を行った場合の加算を算定

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的内容

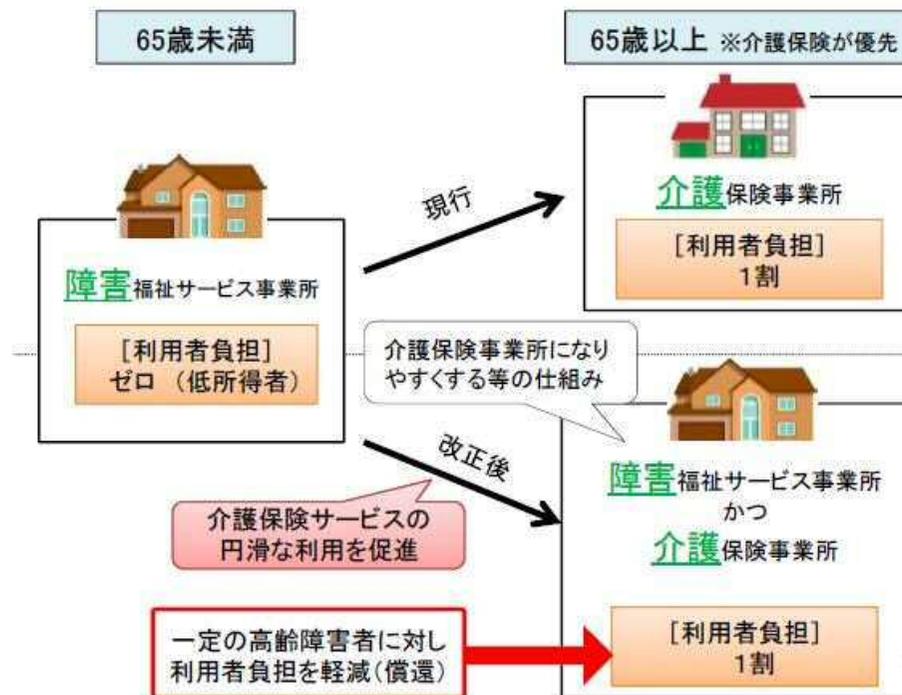
- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

(具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



高額障害福祉サービス等給付費の詳細

対象者	以下の要件をすべて満たす者 ・介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(居宅介護、生活介護等)に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた者 ・障害支援区分2以上であること ・市町村民税非課税者または生活保護世帯の者 ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者
給付までの流れ	①対象となる者が、高額障害福祉サービス等給付費を申請する ※利用した事業所の領収書等、支払額を証する書類が必要 ↓ ②障害福祉担当課で計算を行い、対象者に給付費を支給する

重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

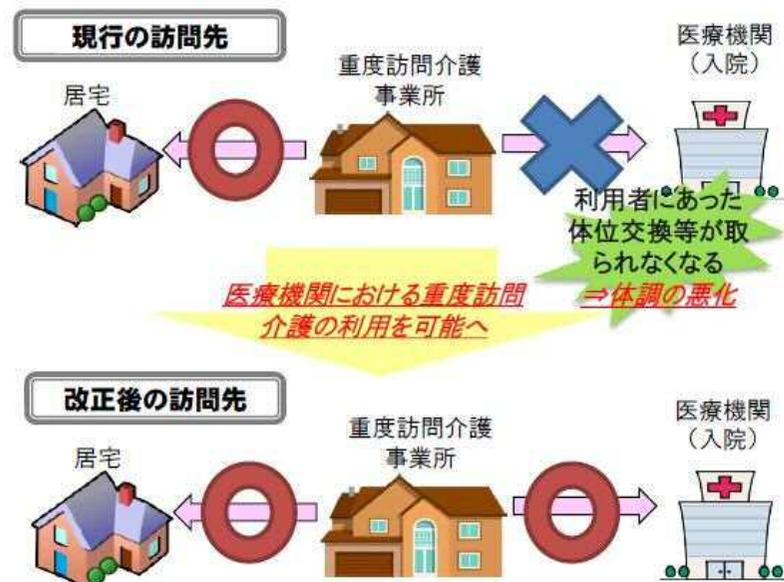
- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者

※障害支援区分6の者を対象とする

※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

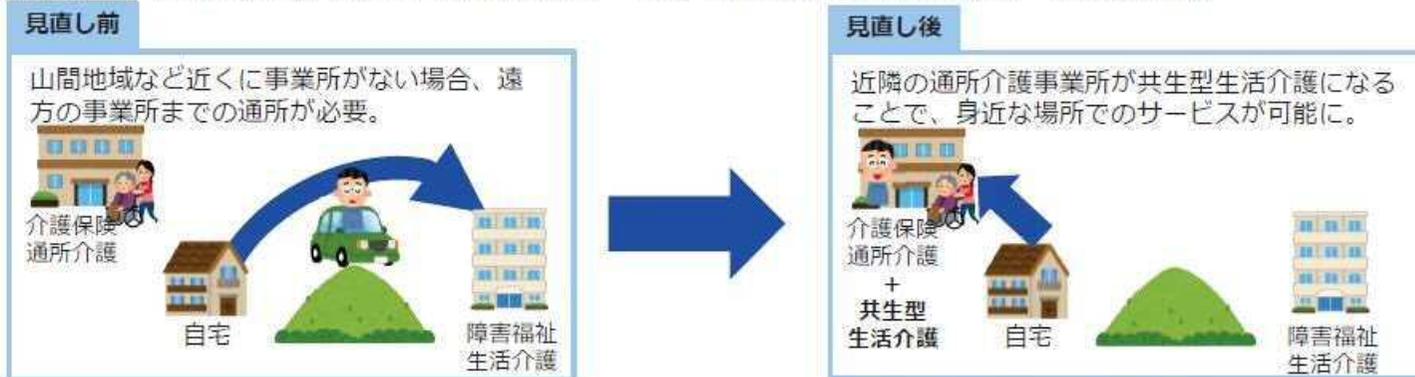
- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

